

# 兵庫県公報

平成25年7月9日 火曜日 第2507号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

## 目次

告 示	ページ
○ 国土調査の成果の認証（農地整備課）	1
○ 漁船保険の付保義務の消滅（水産課）	2
○ 漁船保険の付保義務の発生（同）	2
○ 建設業法に基づく建設業者の許可の取消し（県土整備部総務課）	3
○ 公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	5
○ 公共測量が終了した旨の通知（同）	5
○ 道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	6
<b>公 告</b>	
○ 海洋生物資源の保存及び管理に関する兵庫県計画の変更（水産課）	6
○ 大規模小売店舗に対する市町の意見の概要（都市計画課）	8
○ 同 上（阪神北県民局）	8
○ 同 上（丹波県民局）	8
○ 同 上（淡路県民局）	9
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（建築指導課）	9
<b>県議会事務局公告</b>	
○ 落札者等の公示	10
<b>一般財団法人行政書士試験研究センター公告</b>	
○ 平成25年度行政書士試験の実施	10

## 告 示

### 兵庫県告示第960号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。  
平成25年7月9日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 (1) 調査を行った者の名称  
西脇市
- (2) 調査を行った期間  
平成23年7月から平成25年1月まで
- (3) 成果の名称  
西脇市（富吉南町・日野町の一部）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域  
富吉南町・日野町の一部
- (5) 認証年月日  
平成25年6月24日
- 2 (1) 調査を行った者の名称  
加西市
- (2) 調査を行った期間  
平成20年5月から平成23年3月まで
- (3) 成果の名称  
加西市笹倉町（笹倉町の一部Ⅱ）の地籍図及び地籍簿
- (4) 調査を行った地域



兵庫県告示第963号

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による廃業等の届出があったので、同法第29条第1項の規定に基づき、次の建設業者の許可を取り消した。

平成25年 7月 9日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

商号又は名称及び 代表者氏名	主たる営業所の所在地	許可番号	取り消した建設業		処分の原因と なった事実	取消年月日
			区分	種 類		
(有)オサム塗装 代金丸 修	神戸市東灘区森南町1 —16—6	般-21 第114428号	一般	建築工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	平成25年 3月31日
T O S S 代東郷 洋志	同 市同 区御影塚町 2—1—26—4 F	般-22 第115898号	一般	建築工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 年 4月17日
(株)レンゴー建設 代角村 和良	同 市灘区鹿ノ下通1 —4—12	般-23 第101472号	一般	土木工事業、とび・土 工工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同
(株)中央建陶 代多田 剛	同 市中央区若菜通5 —2—13	般-22 第108968号	一般	タイル・れんが・プロ ツク工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成24年12月20日
樋口板金工作所 代樋口 孝司	同 市同 区中尾町1 —4	般-24 第116219号	一般	屋根工事業、板金工事 業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成25年 2月28日
カミムラ工業 代上村 孝夫	同 市同 区真砂通2 —2—5.01	般-22 第115772号	一般	防水工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 年 3月26日
エクサ工事(株) 代田中 照秀	同 市同 区楠町5— 1—6	般-21 第107547号	一般	電気工事業、管工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 年 4月 1日
柘植工業 代柘植 伸二	同 市北区筑紫が丘8 —10—5	般-21 第115498号	一般	管工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 年 3月25日
ホソカワ組 代細川 哲資	同 市同区藤原台中町 2—14—9—203	般-20 第115385号	一般	大工工事業、とび・土 工工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 年 4月 1日
(有)山内建設 代山内 繁次	同 市垂水区清水が丘 2—5—2	般-20 第114069号	一般	左官工事業、石工事 業、屋根工事業、タイ ル・れんが・プロツク 工事業、鋼構造物工事 業、ほ装工事業、板金 工事業、ガラス工事 業、防水工事業、内装 仕上工事業、熱絶縁工 事業、建具工事業、水 道施設工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同
阪神シナネン販売 (株) 代元木 丈泰	同 市西区竜が岡1— 18—16	般-22 第107754号	一般	管工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成25年 3月31日
六車建設(株) 代六車 輝夫	尼崎市西向島町48	般-23 第200990号	一般	とび・土工工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成24年12月31日
福園電機(株) 代谷口 森一	同 市東園田町9—7 —5	般-20 第217664号	一般	鋼構造物工事業、水道 施設工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	平成25年 3月30日
杉本建設(株) 代杉本 昌一	同 市七松町1—13— 9	般-22 第216494号	一般	管工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 月31日
(有)大牟田工務店 代大牟田 國吉	同 市食満6—9—4	般-23 第216558号	一般	建築工事業、大工工事 業	建設業の廃止 (全部廃業)	同

タシロ機興(株) 代池田 憲保	同 市塚口本町7-2 -19	般-23 第212341号	一般	電気工事業、管工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同
(株)サン・クリエイティブ 代福田 雄基	同 市南武庫之荘4-16-10 フクダビル3F	特-22 第218241号	特定	土木工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成25年4月5日
中本工業 代中本 義明	同 市御園1-2-9	般-21 第217968号	一般	鉄筋工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 月9日
(株)ミツワテック伊丹 代船岡 史朗	伊丹市西野6-33-1 -109	般-21 第207531号	一般	土木工事業、管工事業、 ほ装工事業、水道施設工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 月1日
(有)リンコウ 代林 浩男	同 市中央4-4-8 エステートハヤシビル301	般-20 第301292号	一般	とび・土工工事業、水道施設工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 月5日
(有)今井組 代今井 伸作	同 市野間8-3-1	般-24 第215312号	一般	左官工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 月26日
あゆむ電設 代福原 義友	宝塚市中山桜台4-22 -7	般-22 第207803号	一般	電気工事業、電気通信工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成24年9月30日
(株)近畿建設 代濱本 博美	同 市清荒神4-24-7	般-20 第301920号	一般	土木工事業、とび・土工工事業、 石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、 しゅんせつ工事業、塗装工事業、水道施設工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 年12月31日
上甲電設工業 代上甲 好貢	同 市安倉中5-13-15	般-23 第301114号	一般	電気工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成25年4月22日
(有)ハウスプランナー 代川村 秀幸	川西市緑台3-3-62	般-21 第302031号	一般	大工工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 年3月20日
コスモスカンパニー 代大崎 八州夫	同 市鼓が滝2-12-27	般-23 第301089号	一般	管工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 年4月25日
中村鉄筋 代中村 勝保	明石市大観町14-22	般-22 第404779号	一般	鉄筋工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成24年6月30日
杉村電気(株) 代杉村 純一	加古川市平岡町山之上 248	般、特-23 第401561号	一般	管工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	平成25年2月28日
富工務店 代富 健二	同 市別府町別府 776-1	般-20 第405970号	一般	土木工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 年3月27日
ヒラタ住宅設備店 代平田 耕策	同 市加古川町本町 76-9	般-22 第400927号	一般	土木工事業、管工事業、 水道施設工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 月28日
中恒テック(株) 代中川 恒治	同 市別府町新野辺 3107	般、特-24 第406783号	特定	土木工事業、水道施設工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	平成25年4月1日
田中工務店 代田中 正人	三木市吉川町楠原1009	般-24 第353735号	一般	土木工事業、建築工事業	建設業の廃業 (全部廃業)	同 月12日
(株)中谷塗装店 代川本 恒孝	同 市岩宮283-1	般-21 第350819号	一般	塗装工事業	建設業の廃業 (全部廃業)	同 月22日
(株)イズイ建設 代出井 輝昭	小野市中谷町1333	特-23 第351903号	特定	造園工事業	建設業の廃業 (一部廃業)	同 月26日

ナカムラ建工 代中村 裕二	姫路市飾東町佐良和48—5	般-21 第460641号	一般	とび・土工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成23年9月29日
上杉工業 代上杉 哲也	同 市御国野町国分寺231—4	般-21 第459916号	一般	とび・土工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成24年10月9日
山手興産(株) 代岩田 陽子	同 市町坪176—16	般-23 第460872号	一般	土木事業、とび・土工事業、管工事、ほ装工事、造園工事、水道施設工事	建設業の廃止 (全部廃業)	平成25年1月15日
小西技研工業 代小西 弘芳	同 市豊富町神谷129—3	般-22 第460764号	一般	電気事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 年2月28日
榑福岡工務店 代福岡 正敏	同 市福中町5	般、特-23 第450312号	一般	土木事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 年3月19日
ヨシタケ興業 代前川 武文	宍粟市一宮町安積540—6	般-20 第503064号	一般	鋼構造物工事	建設業の廃止 (全部廃業)	同 年2月1日
永田設備 代永田 達也	同 市山崎町中474—24	般-22 第502957号	一般	管工事	建設業の廃止 (全部廃業)	同 月28日
榑新光建設 代上田 昭浩	佐用郡佐用町三日月1712	般、特-23 第551071号	特定	建築工事	建設業の廃止 (一部廃業)	平成25年3月19日
榑岸本工業 代岸本 拓士	豊岡市出石町日野辺438—5	般-23 第650770号	一般	造園工事	建設業の廃止 (一部廃業)	同 月20日
小野山造園 代小野山 俊春	養父市稲津149	般-23 第601007号	一般	土木事業、石工事、造園工事	建設業の廃止 (全部廃業)	平成25年3月31日
榑松本組 代松本 早正	朝来市伊由市場514—1	般、特-23 第600497号	一般	造園工事	建設業の廃止 (一部廃業)	同
榑村尾土建 代村尾 昭和	美方郡新温泉町飯野1019—1	般-24 第700138号	一般	管工事	建設業の廃止 (一部廃業)	平成24年12月31日
榑ミツワテック多紀 代船岡 史朗	篠山市波賀野880	般-22 第751822号	一般	土木事業、管工事	建設業の廃止 (全部廃業)	平成25年2月28日
ツギヨ電気工事店 代足立 次與	丹波市青垣町山垣1284—1	般-24 第750489号	一般	電気事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 年3月31日



**兵庫県告示第964号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、西宮市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成25年 7月 9日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類  
公共測量（2級基準点測量）
- 2 作業期間  
平成25年7月5日から同月31日まで
- 3 作業地域  
西宮市の一部



**兵庫県告示第965号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、たつの市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成25年 7月 9日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類  
公共測量（道路3次元データ計測）
- 2 作業期間  
平成25年 5月13日から同月31日まで
- 3 作業地域  
たつの市の一部



**兵庫県告示第966号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成25年 7月 9日から供用を開始する。

その関係図面は、平成25年 7月 9日から2週間、中播磨県民局姫路土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年 7月 9日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 東河内安富線	姫路市安富町名坂字和田922番から 同 市安富町名坂字嶽山917番1まで	旧	8.0から 18.0まで	103.0	
		新	8.0から 32.0まで	103.0	

**公 告**

**海洋生物資源の保存及び管理に関する兵庫県計画の変更**

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第4条第7項及び同条第8項の規定により、海洋生物資源の保存及び管理に関する兵庫県計画を平成25年 7月 9日から次のとおり変更する。

平成25年 7月 9日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

海洋生物資源の保存及び管理に関する兵庫県計画

1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

本県は、南北に気象・海況の異なる瀬戸内海と日本海とに面しており、古くから多種多様な漁業が営まれている。

気候が温暖で、漁場に富む瀬戸内海では、小型底びき網、船びき網、中型まき網、刺網、一本釣などの多様な漁船漁業と、のり・わかめ・かき等の養殖業とが営まれ、都市近郊型の沿岸漁業地帯を形成している。近年の漁業生産量は、いかなごの生産量の変動に大きく左右されるもののおおむね4万トン前後で推移しているが、かれい類、あなご類、えび類が減少している。

冬季風浪が厳しく浅海域の少ない日本海では、沖合底びき網、べにずわいがにかご漁業等の沖合漁業を中心として、10トン未満の小型船によるいかつりや定置網等の沿岸漁業も活発に行われ、全国的にも有数の漁船漁業地帯を形成している。近年の漁業生産量は1万7千トン前後で推移していたが、平成21、22年は1万4千トンを下回った。一時は300トンまで減少していたずわいがこの生産量が1,000トン台を維持するようになり、べにずわいがにも横ばい傾向であるものの、漁獲量は総じて減少傾向にあり、はたはたやすめいかが減少している。

このような状況の中、本県においては資源管理型漁業の推進を水産業振興の最重点方針に位置付け、栽培漁業の推進、沿岸・沖合域の漁場の整備、漁業者自らの手による資源管理の啓発などの施策を展開するとともに

に、操業隻数、操業期間及び操業区域の制限などの漁業の管理措置を行ってきたところである。

今後は一層海洋生物資源の保存管理を進めていくために、基本計画により決定された第1種及び第2種特定海洋生物資源の都道府県別の数量について、採捕実績及び操業実績の的確な把握に努めるとともに、県立農林水産技術総合センター水産技術センターを中心とし、国及び関係府県並びに関係漁業者と連携して、海洋生物資源に係る資源調査の充実強化を図るなど、適切な管理措置を講ずることとする。

さらに、第1種及び第2種特定海洋生物資源以外の海洋生物資源についても、引き続き資源管理を行うため、従来からの資源管理型漁業を推進するとともに、兵庫県資源管理指針に基づいた取組を関係漁業者の意見を十分に尊重し実施していく。

2 第1種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項

(1) 第1種特定海洋生物資源の平成24年の知事管理量は次のとおりである。

魚 種	管理の対象となる期間	数 量
まあじ	平成24年 1月から平成24年12月まで	若干
まいわし	平成24年 1月から平成24年12月まで	若干
まさば及びごまさば	平成24年 7月から平成25年 6月まで	若干
するめいか	平成24年 1月から平成24年12月まで	若干

(2) 第1種特定海洋生物資源の平成25年の知事管理量は次のとおりである。

魚 種	管理の対象となる期間	数 量
まあじ	平成25年 1月から平成25年12月まで	若干
まいわし	平成25年 1月から平成25年12月まで	若干
まさば及びごまさば	平成25年 7月から平成26年 6月まで	若干
するめいか	平成25年 1月から平成25年12月まで	若干

3 第1種特定海洋生物資源知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

(1) まあじ、まいわし並びにまさば及びごまさばが関係する主たる漁業は、中型まき網漁業及び定置漁業権に基づく定置漁業（以下「定置漁業」という。）であるが、中型まき網漁業については、現在の漁業許可隻数以上の許可を行わないこととする。

定置漁業についても、漁業権の切替及び設定に当たって現在の統数及び規模を維持することとする。

また、まあじについては、瀬戸内海の小型機船底びき網漁業についても漁獲量が多いので、これについても現状程度の許可隻数を維持することとする。

(2) するめいかの関係する主たる漁業は、5トン未満の沿岸いかつり漁業であるが、海区漁業調整委員会指示による規制措置を維持することとする。

(3) これらの結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努めるものとする。

4 第2種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量について本県に定められた量に関する事項

第2種特定海洋生物資源の平成25年の知事管理努力量は次のとおりである。

魚 種	採捕の種類	海 域	管理の対象となる期間	漁獲努力量 (隻日)
さわら	はなつぎ網漁業	瀬戸内海	平成25年 5月 6日から 平成25年 6月 15日まで	2,020
	刺網漁業 (さわら流し網漁業)	瀬戸内海	平成25年 4月 20日から 平成25年 6月 15日まで	3,140

5 第2種特定海洋生物資源知事管理努力量に関し実施すべき施策に関する事項

さわらの漁獲努力量については、瀬戸内海のさわらの採捕を目的とする流し網漁業及びはなつぎ網漁業の現在の許可隻数及び操業日数を上回らないように管理することとする。

6 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

(1) 海洋生物資源の保存及び管理をより一層推進するために、より詳細かつ正確な資源状況の把握が必要であることから、漁獲情報を的確に把握するとともに資源に関する調査・研究の充実強化を更に進めることとする。

- (2) 第1種特定海洋生物資源のまあじ、まいわし、まさば及びごまさば並びにするめいかについては、同業者組織を通じ、より一層漁業者の資源管理意識を向上させることとする。
- (3) 第2種特定海洋生物資源のさわらについては、「兵庫県資源管理指針」に基づき、資源回復に向けた取組を推進するとともに、瀬戸内海広域漁業調整委員会指示による操業制限等の遵守について関係漁業者を指導することとする。
- (4) 配分のあった第1種及び第2種特定海洋生物資源以外の、まだい、かれい類、いかなごなどの本県の主要な魚種についても、漁業者自らの手による資源管理の推進について一層の啓発を行う。



**大規模小売店舗に対する市町の意見の概要**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。

なお、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成25年7月9日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - 名称 ウェルシア青山店、ホームセンターダイキ三木青山店
  - 所在地 三木市志染町青山六丁目15-1ほか
- 2 同法第8条第1項の規定により三木市から聴取した意見の概要
  - 青山地区は、住民主体により居住環境やまち並みについて魅力ある都市環境づくりを進めている地域であるため、騒音や街並みづくりについて特に配慮すること。
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
  - (1) 縦覧場所
    - 兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び北播磨県民局加東土木事務所まちづくり建築課
  - (2) 縦覧期間
    - 平成25年7月9日から1月間



**大規模小売店舗に対する市町の意見の概要**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。

なお、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成25年7月9日

阪神北県民局長 常松貞雄

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - 名称 川西能勢口駅前商業施設
  - 所在地 川西市小花一丁目221-1ほか
- 2 同法第8条第1項の規定により川西市から聴取した意見の概要
  - 営業時間帯、特に夜間、深夜、早朝における青少年による蟻集、近隣住民並びに店舗、来店者に対しての迷惑行為や不良行為の防止に向けた体制や環境整備を希望する。犯罪行為、迷惑行為、不良行為等の防止を目的とした、店舗や周辺の環境整備を行うと共に、営業時間及び随時必要と思われる時間帯に制服着用の警備員を複数配置し、更に常駐するよう求める。
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
  - (1) 縦覧場所
    - 兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課
  - (2) 縦覧期間
    - 平成25年7月9日から1月間



**大規模小売店舗に対する市町の意見の概要**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおり

りである。

なお、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成25年 7月 9日

丹波県民局長 梅 谷 順 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名称 (仮称) ゴダイドラッグ氷上本郷店  
 所在地 丹波市氷上町本郷322-1 ほか
- 2 同法第8条第1項の規定により丹波市から聴取した意見の概要
  - (1) 交通安全確保に係る事項
    - ア 前面道路の市道特6号線から本郷口交差点への流入車両が停滞している現状があるため、計画店舗への右折入庫禁止の運用を徹底すること。また、敷地内掲示や看板、路面表示、広告等によって来店者に来退店経路の周知徹底を図ること。
    - イ 開店時や売出し期間等の繁忙期には、出入口に交通整理員を配置し、円滑な交通誘導を行い、事故防止に努めること。
  - (2) 廃棄物の処理等周辺的生活環境に係る事項  
 廃棄物については、周辺的生活環境の保全上、支障のない方法により適正に処理すること。
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
  - (1) 縦覧場所  
 兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び丹波県民局丹波土木事務所まちづくり建築課
  - (2) 縦覧期間  
 平成25年 7月 9日から 1月間



**大規模小売店舗に対する市町の意見の概要**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。

なお、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成25年 7月 9日

淡路県民局長 安 倍 茂

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 名称 ドラッグコスモス洲本店  
 所在地 洲本市大野字平成1855番ほか
- 2 同法第8条第1項の規定により洲本市から聴取した意見の概要
  - (1) 雇用については地元採用を優先し、地域貢献に努めていただけるとのことで期待する。
  - (2) 騒音発生源となる付帯設備が特定施設に該当する場合は、関係法令を遵守し期日内に届出をすること。
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
  - (1) 縦覧場所  
 兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び淡路県民局洲本土木事務所まちづくり建築課
  - (2) 縦覧期間  
 平成25年 7月 9日から 1月間



**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成25年 7月 9日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
 宍粟市山崎町御名字荒神前339番から341番まで、343番、344番、347番1から347番3まで、348番1、349番5、349番6、350番、351番1、357番の一部、347番1地先里道、341番地先水路
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

加古郡稲美町中村1028番地の4  
 株式会社デジタルアーツ 代表取締役 中 村 光 男  
 3 許可年月日及び許可番号  
 平成25年 3 月12日  
 兵庫県指令西播（光土）（建）第1－32号（24宍粟）

県 議 会 事 務 局 公 告

落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。  
 平成25年 7 月 9 日

契約担当者

兵庫県議会事務局長 善 部 修

- 1 落札に係る役務の名称及び数量  
 兵庫県議会広報紙「ひょうご県議会だより」No.98、No.99、No.100の制作等業務
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
 兵庫県議会事務局調査課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 落札者を決定した日  
 平成25年 5 月15日
- 4 落札者の氏名及び住所  
 株式会社読賣連合広告社 大阪市北区野崎町5番9号
- 5 落札金額  
 31,290,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
 一般競争入札
- 7 入札公告をした日  
 平成25年 4 月 2 日

一般財団法人行政書士試験研究センター公告

平成25年度行政書士試験の実施

行政書士法（昭和26年法律第4号）第4条第1項の規定による兵庫県知事の委任に係る平成25年度行政書士試験を次のとおり実施する。

平成25年 7 月 9 日

一般財団法人行政書士試験研究センター

理事長 磯 部 力

- 1 試験期日
  - (1) 試験日 平成25年11月10日（日）
  - (2) 試験時間 午後1時から午後4時まで
- 2 試験場所

試験地	試験場	所在地
兵庫県	甲南大学 岡本キャンパス	神戸市東灘区岡本8－9－1
	神戸市外国語大学	神戸市西区学園東町9－1
	姫路獨協大学	姫路市上大野7－2－1

- 3 試験の科目及び方法

- (1) 試験の科目

試験科目	内容等

行政書士の業務に関し必要な法令等 (出題数 46題)	憲法、行政法（行政法の一般的な法理論、行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法、国家賠償法及び地方自治法を中心とする。）、民法、商法及び基礎法学の中からそれぞれ出題し、法令については、平成25年4月1日現在施行されている法令に関して出題する。
行政書士の業務に関連する一般知識等 (出題数 14題)	政治・経済・社会、情報通信・個人情報保護、文章理解

(2) 試験の方法

ア 試験は、筆記試験によって行う。

イ 出題の形式は、「行政書士の業務に関し必要な法令等」は択一式及び記述式、「行政書士の業務に関連する一般知識等」は択一式とする。

※ 記述式は、40字程度で記述するものを出題する。

4 受験手続

(1) 郵送による受験申込み

ア 受付期間 平成25年8月5日（月）から同年9月6日（金）まで

イ 申込方法

一般財団法人行政書士試験研究センターへ、簡易書留郵便により郵送すること。

郵送は、受験願書とともに配布された所定の封筒によるものとし、平成25年9月6日（金）までの消印のあるものに限り受け付ける。

なお、兵庫県企画県民部企画財政局市町振興課での受付は行わないので、注意すること。

ウ 提出書類 受験願書一式

エ 受験手数料 7,000円（納付方法については、試験案内を参考とすること。）

オ 試験案内及び受験願書の配布場所、配布期間、配布方法

配 布 場 所	配 布 期 間
一般財団法人行政書士試験研究センター ( 東京都千代田区一番町25番地 電話 (03) 3263-7700 )	ア 郵送配布 平成25年8月5日（月）から同月30日（金）まで。 郵送を希望する者は、140円分の切手を貼った、宛先（郵便番号・住所・氏名）明記の返信用封筒（角2号：A4サイズの用紙が折らずに入る大きさ）を同封の上、封筒の表に「行政書士試験願書請求」と朱書きし、下記まで郵便で請求すること（平成25年8月30日（金）必着）。 ○名 称 一般財団法人行政書士試験研究センター ○住 所 〒100-8779 日本郵便株式会社 銀座郵便局留 イ 窓口配布 平成25年8月5日（月）から同年9月6日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）
兵庫県庁（1号館・2号館受付及び兵庫県企画県民部企画財政局市町振興課）、各県民局、兵庫県民総合相談センター ( 兵庫県企画県民部企画財政局市町振興課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号 電話 (078) 362-3098 )	平成25年8月5日（月）から同年9月6日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）
兵庫県行政書士会 ( 神戸市中央区栄町通5丁目2番16号 イトーピア栄町通ビル 電話 (078) 371-6361 )	平成25年8月5日（月）から同年9月6日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

## (2) インターネットによる受験申込み

## ア 受験申込み画面への入力

一般財団法人行政書士試験研究センターのホームページ (<http://gyosei-shiken.or.jp>) からインターネット出願画面に接続し、画面の項目に従って必要事項を漏れなく入力すること。

なお、申込完了メール不着等インターネット出願システムに関する問合せ先は、ホームページに掲載する。

## イ 受験手数料の払込み

① 受験手数料 (7,000円) の払込みはクレジットカード (申込者本人名義のものに限る。) による決済のみとする。

② 利用できるクレジットカード  
VISA、Master、UC

③ 一旦払い込まれた受験手数料は、原則として返還しない。

## ウ 受付期間

① 平成25年8月5日 (月) 午前9時から同年9月3日 (火) 午後5時まで

この出願システムは、平成25年9月3日 (火) 午後5時で終了する。

なお、同日午後5時までに入力を完了していないと、接続中 (入力中) であっても申込みができなくなるので注意すること。

② 最終日 (平成25年9月3日 (火)) は大変混雑が予想されるので、余裕を持って申し込むこと。

## (3) 試験に関する問合せ先

一般財団法人行政書士試験研究センター

電話番号 (03) 3263-7700

## 5 特例措置の実施

身体の機能に障がいのある者で試験中に特例措置 (車椅子の使用、点字試験を含む。) を希望する者は、事前に申請の手続きが必要となることから、受験申込みに先立って上記問合せ先まで必ず相談すること。

## 6 合格発表の日時及び方法

## (1) 発表日時

平成26年1月27日 (月) 午前9時

## (2) 発表の方法

一般財団法人行政書士試験研究センターの掲示板に合格者の受験番号を公示 (掲示) するとともに、公示後、受験者全員に合否通知書を郵送する。また、同センターのホームページ (<http://gyosei-shiken.or.jp>) に合格者の受験番号を登載する。あわせて、兵庫県公報に合格者の受験番号を登載する。